

森 富幸 著

『取引相場のない株式の税務 第4版』第1刷

(ISBNコード 978-4-535-52376-0) 2018年9月15日刊行

お詫びと訂正

以下の箇所に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

株式会社 日本評論社

No	頁	場所	誤	正
1	7	4. 同族会社株式の評価の体系の表の「一般の評価会社の株式」「中会社」の備考欄 （【別紙】「訂正後の表」参照）	（空欄）	純資産価額方式のみも選択可
2	23	(4)前期末以前1年間の従業員数の計算式（様式） i)の表の枠の下段の※印の文章	⑧が <u>100</u> 人未満の場合	⑧が <u>70</u> 人未満の場合
3	215	第2表の自己検証リストの表の「場所」の上段から4行目 （【別紙】「訂正後の表」参照）	【土地保有特定会社の・・・】・・・15億円以上で判定したか	4. 【土地保有特定会社・・・】・・・15億円 <u>ライン</u> で判定したか
4	215	第2表の自己検証リストの表の「場所」の上段から4行目 （【別紙】「訂正後の表」参照）	3行目の②③と4行目の②の <u>区分をしている線</u>	<u>区分の線を削除</u> ( <u>3行目の②③と4行目の②の区分の線を削除し、4行目を3行目の②③に合体する</u> )

#### 4. 同族会社株式の評価の体系

評価会社が一般の会社か特定の会社かにより、また同族株主等か否かにより評価方法が決められています。この概要を図解すると下記の通りになります。

評価会社の区分				評価方式	備考	
一般・特定の別	規模区分と特定会社区分	株主等の区分	原則・特例の別			
一般の評価会社の株式	大会社	同族株主等	原則的評価方式	類似業種比準価額方式	純資産価額方式のみも選択可	
		その他	特例的評価方式	配当還元方式		
	中会社	同族株主等	原則的評価方式	類似業種比準価額方式と純資産価額方式の併用方式	純資産価額方式のみも選択可	
		その他	特例的評価方式	配当還元方式		
	小会社	同族株主等	原則的評価方式	純資産価額方式	類似業種比準価額方式と純資産価額方式との併用方式も選択可	
		その他	特例的評価方式	配当還元方式		
特定の評価会社の株式	比準要素数1の会社	同族株主等※	原則的評価方式	純資産価額方式	Lの割合を0.25とする類似業種比準価額方式と純資産価額方式との併用方式も選択可	
		その他	特例的評価方式	配当還元方式		
	株式等保有特定会社	同族株主等※	原則的評価方式	純資産価額方式	S1+S2方式も選択可	
		その他	特例的評価方式	配当還元方式		
	土地保有特定会社	同族株主等※	原則的評価方式	純資産価額方式		
		その他	特例的評価方式	配当還元方式		
	開業後3年未満・比準要素数0の会社	同族株主等※	原則的評価方式	純資産価額方式		
		その他 ※	特例的評価方式	配当還元方式		
	開業前又は休業中の会社				純資産価額方式	配当還元方式は適用できない
	清算中の会社				清算分配見込額を基に複利現価計算により求めた価額	配当還元方式は適用できない

笹岡宏保「財産評価の実務Ⅱ」（清文社）を参考に作成

株主等の区分の同族株主等のうち、特定の要件に該当する者は、その他の区分の特例的評価方式を適用できる場合があります。

なお、※印は筆者が区分したものです。

「取引相場のない株式の評価明細書」作成上の自己検証リスト 第2表

場所	✓	検証項目	根拠法令等	本書頁
場所 前提	<input type="checkbox"/>	<b>【第2表には作成省略基準があるが検討したか】</b> (評価会社が明らかに特定の評価会社でない場合や 配当還元方式を適用する株主の評価で、明らかに原則 法評価額が高い為、配当還元方式の評価を適用する場 合は第2表の作成は不要です)	記載 18-21	75 上段 86
①	<input type="checkbox"/>	1. <b>【比準要素数1の会社の判定要素】</b> の会社の判定は、 第4表の直前期末と直前々期末を基に判定した要素 で決定するが、表示単位未満の端数は切捨てて判定し たか <input type="checkbox"/>	記載 18-30 20-17 他	51~ 75 86 88
②	<input type="checkbox"/>	2. 端数切捨ての結果、零となる場合は零と判定したか		
② ③	<input type="checkbox"/>	1. <b>【株式等保有特定会社と土地保有特定会社の判定】</b> で は、株式等と土地等の判定に付き、範囲に漏れがない かを確認したか	質疑	54 55 56
	<input type="checkbox"/>	2. 「株特会社」と「土地特会社」の判定にあたって、課 税時期前に合理的理由のない資産構成の変動がない ことを確認したか	財通 189	57 113
	<input type="checkbox"/>	3. <b>【株式等保有特定会社と土地保有特定会社の判定要 素】</b> の保有割合は1%未満の端数は切り捨てになって いるか	記載 19-12	87
	<input type="checkbox"/>	4. <b>【土地保有特定会社の小会社の会社規模区分の判定の 卸売業以外の総資産価額基準】</b> は平成29年改正後は 15億円ラインで判定したか	評通 189(3) イ	75 113
④	<input type="checkbox"/>	1. <b>【開業後3年未満の会社の判定】</b> は、開業日と設立登 記日と課税時期がポイントですが、まず、登記簿謄本 で設立日を確認したか。その登記簿謄本はあるか	記載 18-36 19-14	57 87
	<input type="checkbox"/>	2. 設立後、即、開業していない場合は、営業開始日から 課税時期迄の期間を確認して判定したか		
⑤	<input type="checkbox"/>	1. <b>【比準要素数0の会社の判定要素】</b> は、第4表からの データの転記に誤りはないか。	記載 18-36	57 86
	<input type="checkbox"/>	2. 又、直前期末の判定要素がいずれも0の場合は、比準 要素数0会社になるが確認済か		87
⑥	<input type="checkbox"/>	1. <b>【開業前、又は休業中の会社の判定】</b> は、定義を確認 し会社の実態を決算書・申告書を調査して確認したか	財通 189(5)	57 58
	<input type="checkbox"/>	2. <b>【休業中の会社】</b> で内部留保の大きい会社は、全株主 が純資産価額のみ評価の為、一般的に評価が高くなり ますが、判定にあたっては、休業期間、再開の時期 など営業実態と決算書・申告書を調査して「比準3 要素の算定が困難か否か」の十分な検討をした結果か	財通 189-5	87 114 117
⑦	<input type="checkbox"/>	<b>【清算中の会社】</b> の評価明細書は国税庁では準備してい ないが各自の様式で作成したか		58
⑧	<input type="checkbox"/>	<b>【判定結果】</b> では評価会社が2以上の特定会社に該当す る場合、下位の「6 清算中の会社」から上位の「1 比 準要素数1の会社」へと順次判定するので、下位に該 当する場合は、それより上位にはならないことを確認 したか	記載 18-28 他	59